

令和 7 年度 第 2 回
和泉市都市計画審議会

議案書

令和 7 年 1 月 23 日 (火)

午前 10 時 00 分から

和泉市役所別館 3-1 会議室

目 次

議案番号	案 件 名	決定権者	ページ
1	南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について	和泉市	1

議案番号	案 件 名	ページ
2	特定生産緑地の指定について	11

議 第 1 号
令和7年12月23日

和泉市都市計画審議会会長 様

和泉市長 辻 宏 康

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(和泉市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

変更内容

番号	名 称	位 置	面 積			備 考	図面番号
			変 更 前	変 更 後	増 減		
1	上代町地区6	上代町地内	約 0.36 ha	約 0.28 ha	約 -0.08 ha	一部廃止による区域変更	1
2	上代町地区14	鶴山台一丁目地内	約 0.39 ha	約 0.14 ha	約 -0.25 ha	一部追加・廃止による区域変更	1
3	王子町地区7	伯太町四丁目地内	約 0.08 ha	約 0.04 ha	約 -0.04 ha	一部廃止による区域変更	2
4	阪本町地区4	阪本町地内	約 0.08 ha	約 一 ha	約 -0.08 ha	廃止	3
5	池田下町地区5	池田下町地内	約 0.06 ha	約 一 ha	約 -0.06 ha	廃止	3
6	池田下町地区11	池田下町地内	約 0.48 ha	約 0.64 ha	約 0.16 ha	一部追加による区域変更	3
7	池田下町地区12	池田下町地内	約 0.26 ha	約 0.10 ha	約 -0.16 ha	一部廃止による区域変更	3
8	和気町地区18	和気町一丁目地内	約 0.63 ha	約 0.48 ha	約 -0.15 ha	一部廃止による区域変更	4
9	和気町地区33	和気町一丁目地内	約 一 ha	約 0.04 ha	約 0.04 ha	追加	4
10	今福町地区4	今福町一丁目地内	約 0.38 ha	約 0.26 ha	約 -0.12 ha	一部廃止による区域変更	5
11	唐国町地区7	唐国町三丁目地内	約 0.35 ha	約 0.39 ha	約 0.04 ha	一部追加による区域変更	6
12	唐国町地区10	唐国町三丁目地内	約 0.19 ha	約 0.06 ha	約 -0.13 ha	一部廃止による区域変更	6
小 計			11地区 約 3.26 ha	10地区 約 2.43 ha	約 -0.83 ha	追加地区 区域変更地区 廃止地区 追加面積 廃止面積	1地区 9地区 2地区 約 0.24 ha 約 1.07 ha
既決定地区 葛の葉町地区5 他 335地区		336地区	—	約 66.97 ha	—	変更なし	
合 計		346地区	約 70.23 ha	約 69.40 ha	約 -0.83 ha		

【 単位 : 1 ha(ヘクタール) = 100 a(アール) 】

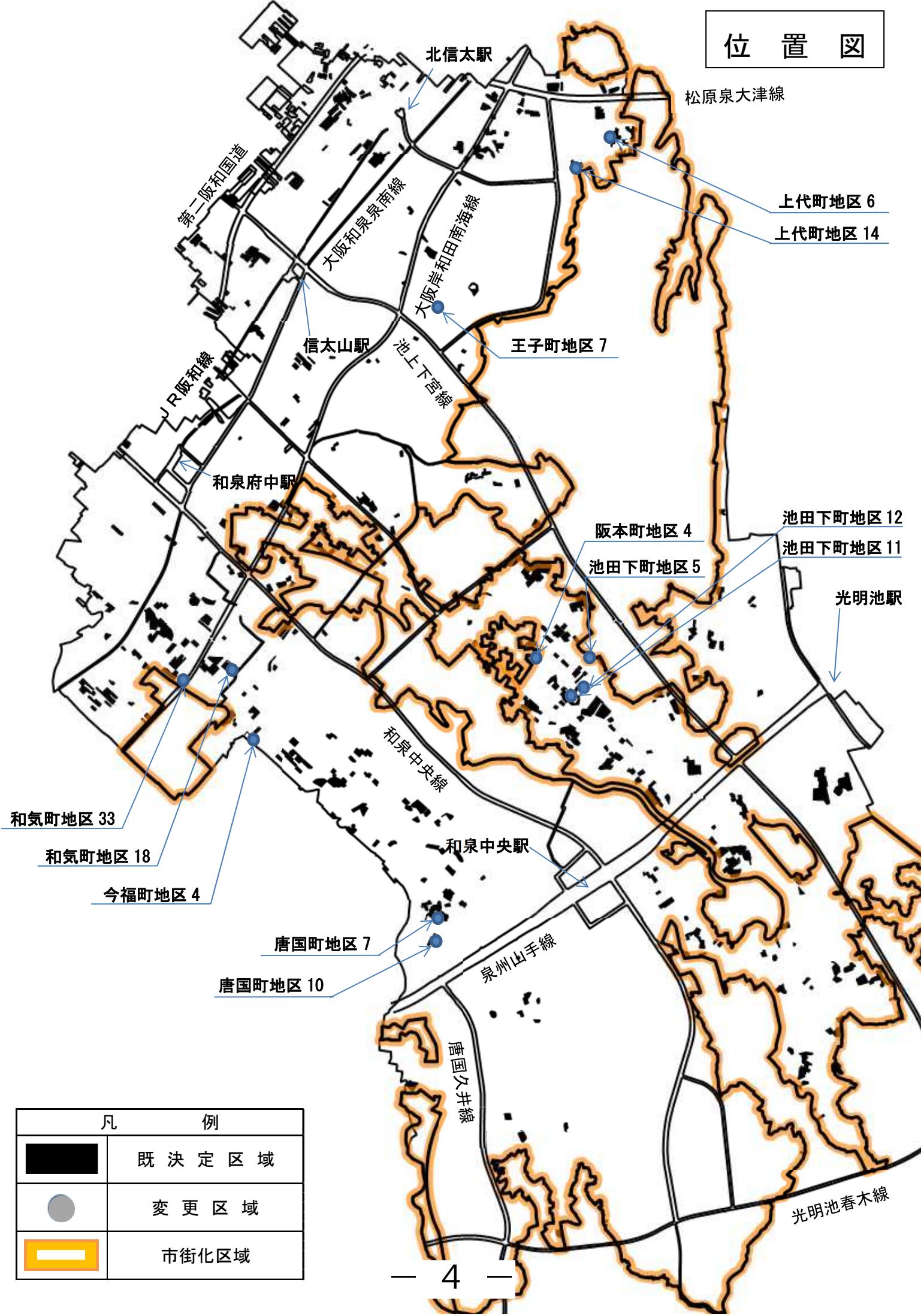
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

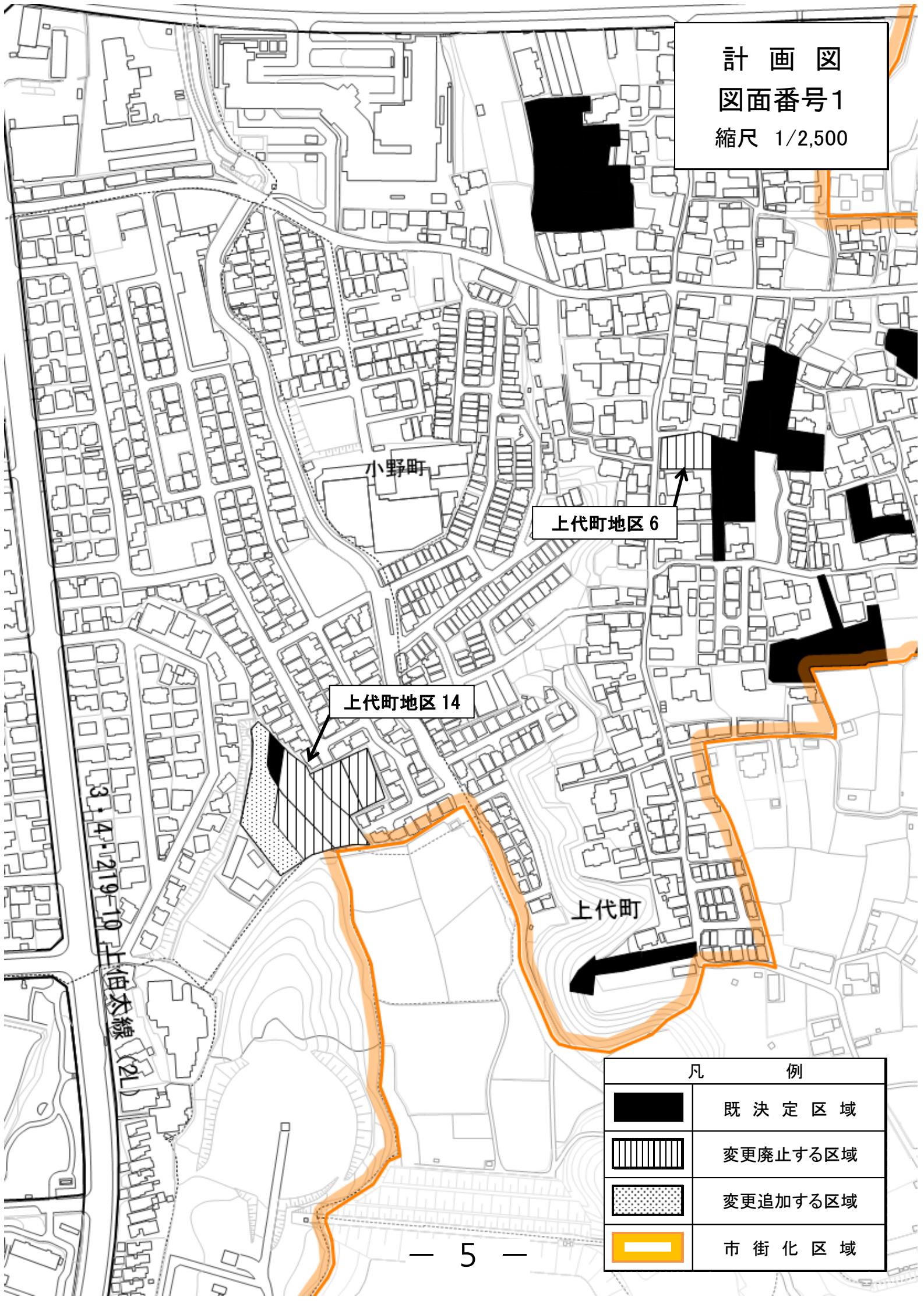
生産緑地法第10条に基づく買取り申出後の制限解除による地区の廃止・区域変更及び交換分合による営農環境の向上を目的とした地区的区域変更を行うため、本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものである。

また、市街化区域内の優れた緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、同法第3条に基づく同意による生産緑地の追加指定を行い、本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものである。

位置図



計画図
図面番号1
縮尺 1/2,500



凡 例	
[Black Box]	既決定区域
[Hatched Box]	変更廃止する区域
[Dotted Box]	変更追加する区域
[Orange Box]	市街化区域

計画図
図面番号2
縮尺 1/2,500

3・3・219-7 大阪岸和田南海線

3・4・219-9

池上本宮線(2L)

王子町地区 7

3・4・219-10 上伯本線(2L)

あそ池

凡例

[Black Box]	既決定区域
[Hatched Box]	変更廃止する区域
[Yellow Box]	市街化区域

計画図
図面番号3
縮尺 1/2,500

阪本2号公園

阪本町地区4

阪本町

国道480号

池田下町地区5

池田下町地区11

池田下町地区12

凡例

[Black Box]	既決定区域
[Hatched Box]	変更廃止する区域
[Dotted Box]	変更追加する区域
[Cross-hatched Box]	別地区に編入する区域
[Orange Box]	市街化区域

計画図
図面番号4
縮尺 1/2,500

和氣町一丁目

大阪岸和田南海線 (4L)

3・3・219

和氣町地区 33

松尾川

小田町

府道父鬼和氣線 (226号線)
和氣小学校

和氣町四丁目

和氣町地区 18

今福町二丁目

府営和泉今福団地

8・7・219-5 府中今福2号線

8・7・219-5 府中今福2号線

凡 例	
[Black Box]	既 決 定 区 域
[Horizontal Lines Box]	変 更 廃 止 す る 区 域
[Dotted Box]	変 更 追 加 す る 区 域
[Orange Box]	市 街 化 区 域

今福町二丁目

府営和泉今福団地

8・1 219-5 府中今福2号線

計画図
図面番号5
縮尺 1/2,500

今福町地区4

岸和田市

凡 例

[Black Box]	既決定区域
[Hatched Box]	変更廃止する区域
—	都市計画区域界
[Yellow Box]	市街化区域

計画図
図面番号6
縮尺 1/2,500

唐国町地区 7

唐国町地区 10

唐国町三丁目

北松尾小学校

凡 例	
[Black Box]	既 決 定 区 域
[Hatched Box]	変 更 廃 止 す る 区 域
[Dotted Box]	変 更 追 加 す る 区 域
[Solid Line]	都 市 計 画 区 域 界
[Yellow Box]	市 街 化 区 域

議 第 2 号
令和7年12月23日

和泉市都市計画審議会会長 様

和泉市長 辻 宏 康

特定生産緑地の指定について（諮問）

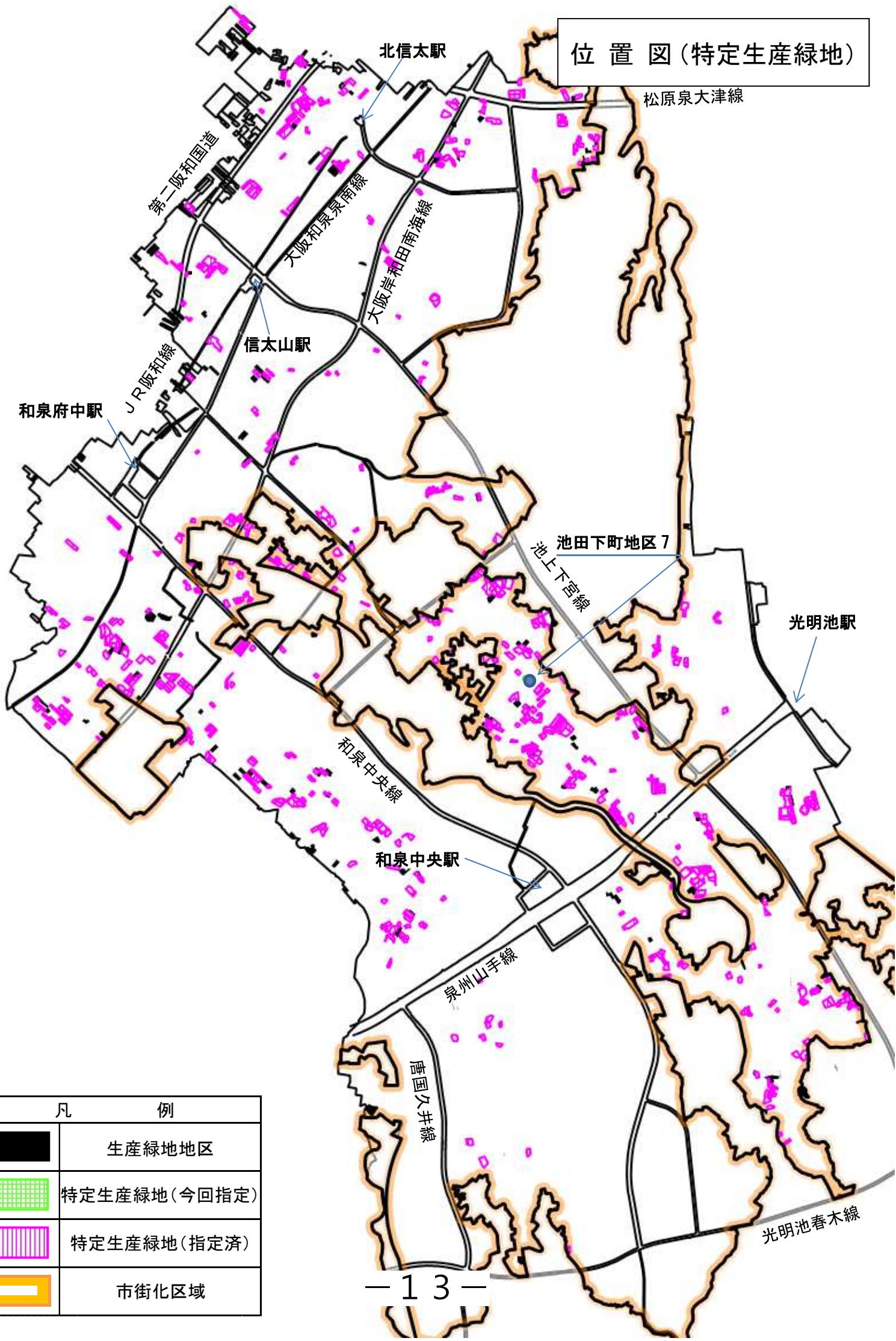
みだしのことについて、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、次のように審議会に諮問します。

特定生産緑地（和泉市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	名称	位置	面積 (ha)		申出基準日	備考	図面番号
			生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地 に指定する地区			
1	池田下町地区7	池田下町地内	約 0.10 ha	約 0.10 ha	令和8年12月13日		1
	合計	1地区	約 0.10 ha	約 0.10 ha			

位置図(特定生産緑地)



計画図
図面番号1
縮尺 1/2,500

